

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 10 日

各都道府県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

「自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」
の改訂について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

被災した損壊家屋等を解体・撤去するに当たって、所有者の申請等に基づき市町村が損壊家屋等を解体・撤去する「公費解体・撤去」のほか、所有者が自ら費用負担して解体事業者と契約し解体・撤去を行い、市町村が所有者に対して解体・撤去費用を償還する「自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）」があります。

市町村における事務手続や市町村と申請者のやりとり等が円滑に行われるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報を整理し、令和 6 年 8 月 26 日に本手引きを公表しました。今般、令和 6 年能登半島地震等において得られた教訓を踏まえ、主に下記の事項について、手引きの改訂を実施いたしました。

- ・ 公費解体・撤去マニュアル（第 6 版）の改定内容を反映
- ・ 「自費解体・撤去（費用償還）に関する標準様式・標準添付書類集（要綱、申請書類）」を別冊として追加

貴都道府県におかれましては、執務上の参考にさせていただくとともに、貴管内市町村に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
TEL:03-5521-8358（直通）